# 答申

### 第1 審査会の結論

岐阜県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が非公開とした、県立高等学校入学者選抜の一般選抜における高等学校別の学力検査得点合計の合格者最低点及び評定合計の合格者最低値は、公開すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき、平成18年6月23日付けで、実施機関に対し、「平成18年度岐阜県立高等学校入学者選抜の一般選抜における、岐阜県立大垣北高等学校、大垣南高等学校、大垣東高等学校及び大垣西高等学校の学力検査得点合計の合格者最低点及び評定合計の合格者最低値(以下これらを「合格者最低点等」という。)の分かる資料」の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、請求対象となった4県立高等学校が保有する、平成18年度入学者一般選抜の学力検査得点、評定合計値を含む受検生別一覧表及び合格・不合格の別を含む受検者受付簿を対象公文書として特定し、公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成18年7月7日付け学支第445号の3で次の理由を付して請求者に通知した。

#### (公文書の公開をしない理由)

岐阜県立高等学校入学者選抜においては、各出願者の調査書の記録、学力検査及び各高等学校で実施した検査(面接、小論文、実技検査)の結果(自己申告書が提出された場合は、これを含む)に基づいて、総合的に審査して入学者の選抜に当たることとしている。よって、学力検査の点数のみ、調査書の評定の合計値のみで合否を機械的に判定しているのではなく、各出願者の選抜資料を総合的に審査しているものである。このため、当該高等学校の合格者最低点等を公開することは、いたずらに点数のみで高等学校を序列化する風潮を助長するおそれが強く、選抜方法の多様化や選抜尺度の多元化を進める今後の入学者選抜の業務遂行に著しい支障をきたすおそれが高いため。

(条例第6条第6号に該当)

#### 3 審查請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成18年8月29日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県教育委員会(以下「諮問庁」という。)に対して審査請求を行った。

#### 第3 審査請求人の主張

## 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件公開請求に係る情報を公開するとの裁決を求めるものであ

る。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむ ね次のとおりである。

- (1) 情報は原則公開であるべきである。
- (2) 合格者最低点等を公開することが点数のみで高等学校を序列化する風潮を助長する との実施機関の見解は、入学者選抜制度の問題を捉えていない。現実に高等学校の序 列は存在しており、地域では周知のことであるので、合格者最低点等を公開しても実 施機関の事務に著しい支障は生じない。入試制度改革は高等学校の序列化が存在する 前提で行われるべきである。
- (3) 入学者選抜の基準は学力検査成績と評定の評価割合は公表されているが、点数以外の選抜基準があるとは中学校に通知されていない。調査書中の評定以外の項目などでもし点数以外の選抜基準があるのであれば、定量化して公表すべきである。評定基準にも中学校間で格差があり、是正すべきである。
- (4) 高等学校を合格者最低点等で序列化しない状況で、中学校で進路指導ができるのか。 年々県立高等学校の不合格者は増加しており、保護者間では大きな問題になっている。 現在は保護者は、自分の子を県立高等学校受検で不合格にさせないためには、県下の 受験産業の資料を参考に志望校を選択するしか方法がない。実施機関は、受検生や保 護者に進路選択の明確な基準である合格者最低点を公開し、適切な進路指導を行うべ きである。

#### 第4 諮問庁の主張

諮問庁が非公開決定理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 岐阜県の県立高等学校の入学者選抜の概要について

本県の一般選抜は、県立高等学校入学者選抜要項において、「高等学校長は、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録、一般選抜学力検査及び各高等学校で実施した検査(面接、小論文、実技検査)の結果(出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。)に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。」ことと定めている。また、調査書には各教科の学習の記録のうち評定(いわゆる内申点)のみでなく、観点別学習状況、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、欠席の記録、学校内外における諸活動の記録等も記載されており、これらを含めて総合的に審査を行っている。

さらに、本県においては、平成14年度入学者選抜より、すべての学校・学科において 特色化選抜を導入し、一般選抜と併せて2回の選抜を行う入試制度への改善を行った。

特色化選抜とは、高等学校があらかじめ「求める生徒像」を示し、この生徒像に適合した受検生を選抜できるよう選抜方法を選択するもので、誰もが複数の受検機会を確保できるものである。この特色化選抜においては、実施する検査も面接、小論文、実技検査、自己表現、学校独自問題(平成19年度入試からは特色化選抜学力検査)のうちから各学校が定めた検査を実施することとしている。

また、各高等学校においては学校がそれぞれ特色ある学校づくりに取り組み、多様な 生徒のニーズに応えられるよう努めている。

このような入試制度の改善は、高等学校入学者選抜が、特定の高等学校をめぐる過度の受検競争を招いたり、選抜方法が学力の得点に偏重するなど画一的にならないよう、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の観点に立った入学者選抜を進め、中学生が自己の適性や将来の希望、興味・関心のある分野などを総合的に判断し、自分にあった学校を選択できるようにするねらいがある。

## 2 本件対象公文書について

本件公開請求の対象公文書として、学力検査得点、評定合計値を含む受検生別一覧表及び合否の別を含む受検者受付簿を特定した。

これらは、いずれも請求対象となった各県立高等学校が入学者選抜のとりまとめ資料として作成している資料である。合格者の学力検査得点の最低点や評定合計値の最低値が一目で分かる資料は、教育委員会事務局及び各県立高等学校とも作成していないが、上記一覧表と受付簿を照合することによって結果的に請求者の求める合格者の最低点等が判明することから、対象公文書としたものである。

その記載内容は、受検生別一覧表には、受検生の識別番号、受検番号、学力検査の得点、調査書の評定合計等があり、受検者受付簿には、受検番号、受検者氏名、所属中学校名、合否の結果等がある。

#### 3 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 条例第6条第6号(事務事業情報)の該当性について

岐阜県立高等学校入学者選抜においては、各出願者の調査書の記録、学力検査及び各高等学校で実施した検査(面接、小論文、実技検査)の結果(自己申告書が提出された場合はこれを含む。)に基づいて、学力検査の点数のみ、調査書の評定の合計値のみで合否を機械的に判定しているのではなく、各出願者の選抜資料を総合的に審査して入学者の選抜に当たることとしている。

もし、合格者最低点を公開した場合、総合的に審査して選抜を行っているため、合格者最低点よりも高い得点で不合格になった受検生が存在するにもかかわらず、学力検査得点と合否判定の関係のみが注目され、あたかも合格者最低点が当該高等学校合格のための「合格ライン」であるかのような誤解を招いたり、複数の学校の合格者最低点を比較することにより他の高等学校と単純に比較されランク付けされることによって、過度の受検競争を招いたり、入学者選抜に対する誤解を生じさせるおそれがある。このことは、1で述べたような本県がこれまで進めてきた選抜方法の多様化や選抜尺度の多元化などの入学者選抜改善への取組みが阻害されるとともに、学校間のランク付けや序列化を促進するおそれがある。これは評定合計値の最低値についても同様のことが言える。

今回の対象公文書である「学力検査得点、評定合計値を含む受検生別一覧表」には、 受検生の学力検査得点及び評定合計値の情報が記録されており、「受検者受付簿」に 記載された合否情報と照合することにより、公開請求の対象となった「合格者の学力 検査得点の最低点及び調査書の評定合計の最低値」の情報を得ることができる。1つ の高等学校であってもこうした情報を公開すれば、今回公開請求の対象とならなかった他の県立高等学校の同様の情報も公開請求で得ることができることになり、全県立高等学校間の比較が可能となってしまう。このため、これらの情報は、公開することにより、これまで述べてきたように検査得点のみで高等学校を序列化する風潮及び過度の受検競争の激化を助長し、入学者選抜改善への取組みが阻害されるおそれが強いものであり、実施機関の高等学校入学者選抜事務の適正な遂行に著しい支障が生じると認められることから、条例第6条第6号に規定する非公開事由に該当すると判断した。

よって、これらの情報を非公開とした本件処分は妥当である。

#### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書において「学校の序列化無しでの進路指導はできない」との主張をしているが、中学校での進路指導において重要なことは、中学生が自己の適性や興味・関心の強い分野及び高等学校の特色を総合的に判断し、自己に適した学校を選択できるよう支援することであると考える。そのために重要なのは、高等学校を得点でランク付けし、序列化することではなく、各高等学校の教育内容、特色などの情報を的確に中学生に伝えることである。本県においてはそのため、全中学3年生に県内全高等学校の教育内容・特色等を記載した「高校ガイドブック」を配布するとともに、体験入学や中学校を訪問しての高校説明会、各高等学校のホームページでの情報提供等に努めているところである。

点数のみによる高等学校のランク付けに基づく進路指導は、こうした実施機関の取組みをゆがめるものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

## 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成18年度の県立高等学校入学者一般選抜の学力検査得点、評定合計値を含む受検生別一覧表及び合格・不合格の別を含む受検生受付簿である。これらは請求対象となった4県立高等学校で入学者選抜のとりまとめ資料として作成された資料である。その記載内容は、受検生別一覧表が受検生別の受検番号、学力検査の科目別得点及び合計得点、調査書の科目別評定値及び合計値等であり、受検者受付簿が受検番号、受検者氏名、性別、生年月日、所属中学校名、合否の結果等である。

本来であれば、合格者の学力検査得点合計の最低点や評定合計値の最低値が一目で分かる資料を対象公文書として特定することが望まれるが、実施機関の入学者選抜は、学力検査や評定以外の評価項目を総合的に審査して行われていることから、入学者選抜の事務上作成の義務はなく、教育委員会事務局及び各県立高等学校とも保有していないと実施機関は主張しており、この主張は不合理とは言えない。そうであれば、上記一覧表と受付簿は、これらを照合することによって結果的に請求者の求める合格者の最低点等が判明する資料であることから、これらを対象公文書として特定したことは次善の策としてやむを得ない。

ただし、当該公文書中には、請求者の求める情報のほか、後述するように、受検生氏

名等の個人識別情報が含まれているため、公開には注意を要するものである。

#### 2 本件処分に係る具体的な判断について

審査請求人は、「合格者の学力検査最低点及び評定合計値の最低値に関する情報」は 条例第6条第6号に規定する非公開情報に該当しない旨主張していると考えられるので、 本件公文書における同号の該当性等について、以下のとおり判断する。

#### (1) 条例第6条第6号該当性について

#### ア 条例第6条第6号の趣旨

条例第6条第6号本文は、県の機関又は国等の事務事業の適正な遂行を確保するため、公文書を公開することにより、当該事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている公文書については、公開しないことを定めたものである。さらに、条例の趣旨、目的からすると、行政運営に係る情報は、本来公開されなければならないことから、本号の適用には情報の公開による事務事業の適正な遂行に対する支障が「著しい」ものに限定されており、支障が軽微なものである場合には、当該公文書は公開されるべきであるとするものである。

また、事務事業に及ぼす支障の有無については、当該事務の内在的性格に照らして判断するものであり、「適正」の要件については公開のもたらす支障と利益を比較衡量しなければならない。「支障」の程度も名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されている。

## イ 条例第6条第6号該当性について

審査請求人は、入学者選抜における合格者の学力検査最低点及び評定合計値の最低値の情報公開を求めている。これらの情報は、実施機関が行う県立高等学校の入学者選抜に関する情報であって、本号に規定する県の機関が行う事務又は事業に関する情報であることは明らかであり、本号で公開・非公開を判断することとなる。

実施機関は、過度の受検競争から生じる弊害を是正、改善し、生徒を点数のみの一面的な評価で選抜するのではなく、生徒の能力を多面的に評価するために各種の高等学校入試制度の見直しを行っていることが認められる。県立高等学校入学者選抜における、各出願者の選抜資料中の評価項目を総合的に審査する入学者選抜方法もその一環である。

実施機関は、合格者最低点等の公開は、こうした入学者選抜制度改革の目的、学校を序列化しないという政策方針に逆行するものとして捉えており、これらの公開により生じる実施機関の事務事業への支障は、全県立高等学校間の点数のみによる比較・ランク付けが可能となり、高等学校を不当に序列化する風潮を促進されるおそれ、高等学校のランク付けにより得点のみに拘る過度の受検競争を助長するおそれ、実施機関がこれまで進めてきた生徒の能力を多面的に評価するための選抜方法の多様化や選抜尺度の多元化などの入学者選抜改善への取組みが阻害されるおそれ、合格者最低点が実際には定められていない当該高等学校合格のための「合格ライン」であるかのように受検生や保護者が誤解するおそれ、中学校の進路指導事務に支障が生じるおそれが挙げられると主張している。

これに対し、審査請求人が主張する、「実際には高等学校の序列は存在しており、

各地域(学区)では周知の事柄である」ことは事実と認められる。さらに、実施機関においては、毎年度県内の中学3年生全員に県立高等学校のガイドブックを配布しており、この中に高等学校別の前年度の進学・就職先とその人数が掲載されているが、こうした実績は、各高等学校の周知の序列とほぼ一致することは実態として明らかであるから、これによって高等学校の序列は一定の限度で公表されているとも言える。こうした中で合格者最低点等を公開しても、この周知の序列と実際の高等学校間の合格者最低点等の序列が、若干の相違があることも考えられるにせよほぼ一致していることは判明するが、これは情報の公開により現状を追認することとなる程度のことであって、新たに実施機関の入学者選抜事務等に著しい支障が生じるとは認められない。なお、学区を越えた高等学校間でも点数による比較が可能になるとは言えるが、受検生や保護者にとっては、一般選抜においては原則として異なる学区の高等学校を志望校とすることはできないので、他地域との比較はあまり意味のないものと言え、比較ができることにより地域間の受検競争が激化するとは考えられず、実施機関の入学者選抜事務等に与える支障は著しいものとは言えない。

受検生が志望する高等学校の決定に当たっては、その高等学校に合格できる学力があるかどうかが非常に大きなウエイトを占めることは実施機関の入学者選抜制度改革が行われている現在でも改革前と変わりがないことであると考えられる。そうであれば、合格者最低点等を志望校選択の一要素として公開することにより、より正確な志望校の選択ができ、受検生や保護者に与える利益は大きいと言える。

そうすると、合格者最低点等を公開することによる実施機関の事務事業への支障 と受検生や保護者に与える利益を比較衡量した場合、志望校決定時の判断基準とな る情報として、合格者最低点等は非常に有効かつ必要とされる情報であると認めら れ、公開がもたらす利益のほうがより大きいと言わざるを得ない。

以上から、合格者の学力検査最低点及び評定合計値の最低値の情報は、公開することにより、実施機関の高等学校入学者選抜事務及び中学校における生徒への進路指導事務をはじめとする教育行政の適正な遂行にある程度の支障は生じるおそれがあることも想定されるものの、県立高等学校の序列が存在することが周知のこととなっている現状にあっては、これが実質的な「著しい支障」かつ法的保護に値する程度の蓋然性のある「おそれ」であるとまでは認められず、逆に、公開により受検生や保護者に与える利益は大きいと言えることから、条例第6条第6号に規定する非公開事由に該当せず、公開すべきである。

#### (2) その他の情報(個人識別情報)等について

公開請求対象となった情報に対する判断は前項のとおりであるが、今回の対象公文 書中には請求対象情報以外に個人識別情報も記載されていることから、以下のとおり 判断する。

### ア 条例第6条第1号の趣旨

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、プライバシーであるか否かが不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は原則として公開しないことを定めたものである。

ただし、法令又は条例の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、公開しても社会通念上個人のプライバシー等を侵害するおそれがなく、又はおそれがあるとしても受忍限度の範囲内にとどまるものと認められることから、公務員の職務遂行に係る情報については公務遂行の透明性の観点から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要と認められる情報については公益上の利益が優先することから、それぞれ本号ただし書において公開しなければならないとするものである。

## イ 条例第6条第1号該当性について

まず、「受検者受付簿」に記載の情報であるが、受検番号、氏名、生年月日は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に規定する個人識別情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非公開とする必要がある。そうすると、受検番号を非公開としなければならない時点で、諮問庁が説明するような受検生別一覧表との照合ができなくなるため、受検者受付簿は対象公文書として公開する有意性がなく、対象公文書から除外すべきである。

次に、「受検生別一覧表」に記載の情報であるが、受検番号は上記と同じく個人 識別情報であり、非公開とする必要がある。これ以外の学力検査の教科別得点及び 得点合計、教科別評定値及び評定合計値並びにそれぞれの順位に関する情報は、受 検生個人の成績の詳細であって、教科別の得意、不得意が判明すると共に、入学者 選抜終了後に個人情報の簡易開示制度により自己の成績の開示を受けた受検生が多 数存在することを考慮すると、入学時の個人の順位が判明するなど、個人が識別さ れないように公開しても、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認めら れるので、非公開とする必要がある。

ただし、学力検査得点合計及び評定合計値中に含まれる合格者最低点等は、これに該当した受検生本人が個人成績の開示を受けている場合は、総合的に評価される入学者選抜評価項目のうちの1要素の順位が判明することとなるものの、受検生が志望校を決定する際の参考資料として公開により保護者等に与える利益が大きい情報である。よって、受検番号等の個人識別情報を除いて公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがあるとしても受忍限度の範囲内にとどまる情報と言え、本号ただし書イに該当すると認められることから、公開すべきである。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審	查	0)	経	過	
平成18年9月5日	・諮問を受けた。					
平成18年9月20日	・実施機関から非公開決定理由説明書を受領した。					
平成18年9月21日	・審査請求人に	非公開決定	它理由説明	月書を送付	けした。	
平成18年10月26日 (第72回審査会)	・審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・諮問事案の審議を行った。					
平成18年11月30日 (第73回審査会)	・諮問事案の審認	義を行った	آ			

## (参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	蒲修	特定非常組織法 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)